

第27回議事録（平成28年12月13日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、今後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします

○堀部委員長 ただいまから、第27回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「『金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)』について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料1-1「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)について」に基づきまして、御説明させていただきます。

ただいま金融関連分野と申し上げましたが、金融関連分野のガイドライン(案)1つを作成するわけではございません。表紙の下の方の※に記載していますとおり、金融分野、信用分野及び債権管理回収業分野の3分野における4つのガイドライン案を作成することとしております。

続きまして、3ページをご覧ください。「1. これまでの委員会における審議」についてです。本年9月30日に開催されました第19回委員会では、通則ガイドラインのパブリックコメント案を審議していただきました。その際の説明資料より抜粋しております。

1つ目のチェックマークですが、「改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。」としております。2点目のチェックマークですが、「なお、各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、上記のガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律を定める方向」としておりました。

別途の規律が必要と考えられる分野の例の1つとして「金融関連（信用等を含む）」が挙げられておりました。

続きまして、4ページをご覧ください。「2. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の基本的な考え方」についてです。

1つ目のチェックマークですが、金融関連分野における3種の個人情報保護に関するガイドライン、以下、各分野ガイドラインと申し上げますが、(案)については、個人情報保護委員会と、金融庁、経済産業省又は法務省各々の連名による告示として新たに定めることとします。なお、現行の各省庁単独名義の各分野ガイドライン、告示については廃止することとしております。

2つ目のチェックマークですが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)を基礎に、金融分野、信用分野又は債権管理回収業分野において、更に必要となる別途の規律として、各分野固有の格別の措置に特化した各分野ガイドライン(案)を

取りまとめることとしております。

3点目のチェックマークですが、各分野固有の格別の措置については、行政の継続性等の観点から、原則として現行の各分野ガイドラインの規制水準を維持するとともに、法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込むこととしております。

4点目のチェックマークですが、金融関連分野については業務の関連性が高いことから、現行の各分野ガイドラインの規定の表現見直しなどに当たっては、各分野ガイドライン(案)の規定の整合性に留意することとしております。

ここは補足説明をさせていただきますと、例えば、金融分野ガイドラインと信用分野ガイドラインにおいて、同内容の規定を定めていても、一方は義務規定、一方は努力義務規定となっている箇所がありましたので、法に根拠がない場合には努力義務規定に統一しております。

最後のチェックマークですが、特に定めのない部分については、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)・同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)・同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)・同ガイドライン(匿名加工情報編)を適用することとしております。

この点は、各分野ガイドラインの1ページ目に記載しておりまして、注意喚起を図っております。

続きまして、5ページをご覧ください。5ページ、6ページは「3. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)の主な格別の措置」についてです。1点目のチェックマークですが、「機微(センシティブ)情報について」です。まず、定義についてですが、各分野ガイドライン(案)においては、現行の各分野ガイドラインにおける機微情報と、法改正により新設された要配慮個人情報を合わせ、新たな機微情報を定義することとしております。

次に、取扱いについてですが、現行の各分野ガイドラインにおいて、機微情報を取得等できる場合を限定しているのと同様に、各分野ガイドライン(案)においても、新たな機微情報を取得等できる場合を限定することとしております。

本人の同意についての留意点ですが、新たな機微情報を取得等できる場合を定めた規定に「本人の同意に基づき」との記載がない場合であっても、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第17条第2項において、同項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることに留意することとしております。

この留意点につきましては、事業者が誤解しないように、各分野ガイドラインにおいて1項目設けて記載しております。

次に、オプトアウトについてですが、法第23条第2項において、要配慮個人情報については、オプトアウトを用いることができないとされていることを踏まえ、各分野ガイドライン(案)においては、現行の機微情報を含む新たな機微情報についてもオプトアウトを用いないこととしております。

続きまして、6ページをご覧ください。1つ目のチェックマークの「本人の同意について」ですが、各分野ガイドライン（案）においては、法第16条、第23条及び第24条に定める本人の同意を得る場合には、原則として書面によることとしております。

2つ目のチェックマークの「本人に通知について」ですが、各分野ガイドライン（案）においては、法第18条第1項及び法第23条第5項第3号に定める通知については、原則として書面によることとしております。

3つ目のチェックマークの「オプトアウトについて」ですが、各分野ガイドライン（案）においては、個人の支払能力に関する情報を個人情報情報機関へ提供するに当たっては、オプトアウトを用いないこととするとしております。すなわち、提供するに当たっては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となります。

説明は、以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 ガイドライン（案）ですが、金融分野、信用分野、債権管理回収業分野においては従来ガイドラインがあつて、個人情報取扱いが厳格に、慎重に行われていて、書面主義といいますか、本人の同意や本人への通知について、原則として書面によることとされ、個人情報保護法が求める水準よりも相当高いレベルの運用が求められており、また、現場においても、実際にそれに対応する運用が行われてきたと承知しております。

今回のガイドライン（案）ですが、こうした高い水準が原則としてそのまま維持されておまして、これは、消費者の権利利益の保護の観点から見て、非常に適切でありますし、他方、事業者側から見ても、従来の実務の継続性を貫くことができるわけですから、これも適切であると考えます。

さらに、例えば、改正個人情報保護法の要配慮個人情報と機微情報との関係についても、的確に統合、整理をした上で、新たな機微情報として定義されていますので、いわば随所に知恵が尽くされたと思っております。このガイドラインはその知恵の結果として完成したものであると考えております。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

金融関連分野につきましては、分野をまたがって事業を営んでいる事業者の方もいらっしゃると思いますので、分野ごとに少し異なる点とか複雑なところがございまして、業界から、あるいは事業者の方からガイドラインの適用に関する御質問とか相談があつた場合には、委員会としてしっかり丁寧に対応していくことが必要であると思っております。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今、宮井委員からもお話がありましたけれども、それぞれ分野ごとに3つのガイドラインを定めていて、事業者の方には通則編等のガイドラインと各分野のガイドラ

インが適用されるという形になっていますので、それぞれの業界の認定個人情報保護団体には、特に事業者に対してしっかりと啓発とか指導をしていくことが求められると思います。

認定個人情報保護団体自身が漏えい事案等の報告先になるというだけではなく、事業者の方への啓発、指導といったことが発生してくるので、当委員会としても密接に認定個人情報保護団体と連携して対応していくということが特に重要になると思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

今回、金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）をまとめましたので、パブリックコメントに付しまして、様々な御意見が提出されると思いますが、それを踏まえて更に検討することになります

それぞれの分野については、既にそれぞれの分野におけるガイドラインを使って対応しているところでもありますので、今回、こういう形でまとめることの意義は大変大きいと思います。

私自身も金融分野と信用分野のガイドラインについては、当初の策定作業に関わりましたので、そういう観点からしますと、各分野のガイドライン（案）は、当委員会が定めた個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を踏まえて構成していますので、その点では、改正個人情報保護法の下で、今後それぞれの分野で対応するのに大変分かりやすくまとめられており、また、それによって個人情報の適正な取扱いが確保されると思います。

それでは、パブリックコメントに付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題2「番号法第19条第8号に基づく規則案等に係るパブリックコメント結果報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

私からは、番号法第19条第8号に基づく規則（案）等に係るパブリックコメント結果について、資料2-1に基づいて説明をさせていただきます。

第11回委員会に諮らせていただいた規則につきまして、意見募集にかけさせていただいておりました。

まず、8号規則でございまして、独自利用事務に係る情報連携を行うための原則を定める規則でございまして、根拠となる番号法改正に伴い、規則の手当てを行ったものになります。

もう一つ、限定規則でございまして、こちらは特定個人情報の提供の義務付けを地方公共団体が条例制定により解除することができるという規則になってございます。

それぞれの規則につきまして、1件ずつ意見が出されておりますので、御意見に対する

当委員会の考え方につきまして、次のページから説明させていただきます。

別紙1、こちらは8号規則に対する意見として、「前条第一項各号」と規定していたものを、御指摘を踏まえ、「前条各項」に修正させていただきたいと思っております。

別紙2、こちらは限定規則に関する意見でございます。法律で規定されることになった趣旨についての御質問がございましたが、今回は規則についての意見募集でございますので、意見募集の対象外とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、この件につきましては、原案のとおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。

次に、議題3「海外出張報告について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、2件出張報告をさせていただきます。まず、資料3-1をご覧ください。平成28年11月30日及び12月1日に、ベルギーのブリュッセルで開催されました日EU・ICT政策対話と、日EU・ICT戦略ワークショップに事務局職員が参加してまいりました。

また、11月30日には、総務省の幹部とともに、欧州委員会のアストラ司法総局長を表敬訪問しております。

注書きに飛びますけれども、ICT政策対話とは、総務省と欧州委員会の通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策全般について話し合うために定期的に行っているものでございます。

また、ICT戦略ワークショップなのですけれども、こちらはICT政策対話の参加者に民間事業者も加えた形で、官民がデジタル経済における重要課題について、自由に意見交換を行ってきているものでございます。

これらの会合におきましては、事務局職員から、我が国の個人情報保護法の改正、当委員会の概要と取組等について紹介を行ったほか、今後とも日EU間の制度についての理解を更に深め、情報共有及び意見交換を継続していくことが確認されております。

私からは、以上です。

○事務局 続きまして、資料3-2をご覧ください。第46回アジア太平洋プライバシー執行機関フォーラムの出張報告をさせていただきます。

この会議は、平成28年11月30日から、同年12月2日にかけて、メキシコ合衆国のマンサニョにおいて開催されました。熊澤委員と事務局職員の2人で参加してまいりました。

こちらの会議におきましては、個人情報保護に係る各国の規制監督・執行当局間の情報共有、匿名加工情報に関する議論、データ保護、プライバシーコミッショナー国際会議、国際執行協力ネットワーク等による取組の進捗報告等が行われてございます。

我が国からは、各国の規制監督、執行に関する情報交換の一環としまして、熊澤委員よ

りマイナンバーに関する業務及び個人情報保護に関する国際的な取組方針について御発言を頂き、我が国のプレゼンスを示すことができたものと存じます。

次回会議は、平成29年7月にオーストラリア連邦のシドニーで開催されることが決定されております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私からは、A P P A、アジア太平洋プライバシー執行機関のフォーラムに行きましたので、所感と意見を述べさせていただきます。2つありまして、1つは、今回、前回7月に行われましたシンガポールのフォーラムに比べると、メンバー以外の民間団体、企業の参加が少なく、非常にコンパクトな会議となっていました。

したがって、かえってA P P Aのメンバー同士の中身の濃い情報交換、あるいは話合いなどができました。

委員会が独立した日本の唯一のデータ保護機関になるという認識がしっかりと根付きつつあるという感触を得ております。今後も、継続して交流していくことの確認ができたかなと感じました。

もう一つは、C B P Rの件ですが、こちらは我が国の国際データ流通に対する方針について、簡単に説明をいたしました。特にC B P Rに関しましては、ガイドラインに盛り込む等の発表をいたしましたところ、C B P Rについてのいろいろな話し合い、情報聴取ができたかなと思っています。

特にC B P Rの参加に興味を持っている国は非常に多くて、そういう意味では、今後は、これらの国を参加に導くサポートをしていくとともに、この領域、アジア太平洋地域における個人データの保護等に対する技術の促進を、日本が先頭になって図っていきたいと考えます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 日本とEUのICTの政策対話の御報告を頂きましたけれども、先般のこの委員会でも国際的な方針をアップデートしましたが、様々な交流に伴って、日本の今後の在り方と組織の在り方、考え方、法律についてもかなり議論を進めていただいて、盛り上げていただいております、それは大変有意義だと思います。

御存じのとおり、日本の産業界は、個人情報保護法の改正はもとより、個人データのスムーズな移転ということに、一番関心が高いものでございますので、是非引き続き、安心で円滑な個人データの流通の確保というスタンスをきちんとEUに伝え、情報交流していただきたいと思っております。

こうした活動がなかなか社会に伝わっていきづらくて、産業界では、こちらの動きをな

なかなか分かっていただけていないと感じます。折に触れて何かいい形で、日本国内でも発信していけるようにすると、この委員会がやっている努力がきちんと正しく伝わっていくのかなと考えております。

引き続き、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

報告の中のA P P A、アジア太平洋プライバシー執行機関のほうは、今年、当委員会も正式メンバーとして認められまして、そういう点では、これまでオブザーバーで出たときよりも、我が国としての役割は大きくなってきております。

先ほど話のあったC B P Rは、A P E Cで進めてきているものでありますけれども、A P P Aでも議論をしているということは、大変重要な意味を持っています。特にG P E N、Global Privacy Enforcement Networkにも当委員会は今年、参加しましたが、C B P Rの議論の進捗状況などが報告されたということですので、そういった情報も得ながら、当委員会としても対応していきたいと思えます。

E Uとの関係については、ただいま嶋田委員からも出ましたが、前から取り組んでいるところでありまして、引き続き、これについては当委員会としても取り組んでいかなければならないところです。

個人データを保護しながら、スムーズな個人データの流通を図っていくということを目指して、これからも努力していきたいと思えます。

ありがとうございました。

○堀部委員長 議題4「その他」です。

委員の海外渡航承認についてですが、宮井委員が12月下旬に委員会用務外で海外渡航されるということです。この海外渡航について、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 海外渡航について承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料1-1から1-5についてはパブリックコメントの開始日に、資料2-1から2-3までについては、委員会規則の公布の日に、その他の資料については準備が整い次第委員会のホームページで公表したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、年明け1月13日金曜日の10時半から、この会議室で行います。

資料の取扱いにつきましては、ただいま御決定いただいたとおりでございます。

本日は、以上でございます。

ありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。